

平成27年度

栃木県後発医薬品モ二夕一薬局等
調査結果報告書

平成28年3月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

目 次

I	調査の概要	
1	調査の目的	1
2	実施方法等	1
3	回収結果	1
II	後発医薬品モニター薬局調査結果	
1	処方箋の取扱い状況	2
2	後発医薬品の調剤割合（数量ベース）	3
3	後発医薬品備蓄状況	6
4	後発医薬品調剤加算の届出	7
5	後発医薬品に対する意識調査	7
III	医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果	
1	後発医薬品の取扱い金額について	16
2	後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした 後発医薬品の取扱い金額の割合	18
3	後発医薬品の販売についての意識調査	19
IV	まとめ	
1	後発医薬品モニター薬局調査結果	21
2	医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果	23
3	課題等	24
4	今後の対策	24

I 調査の概要

1 調査の目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内の後発医薬品の使用状況の推移や、後発医薬品の調剤に係る意識変化などについて把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

2 実施方法等

(1) 後発医薬品モニター薬局調査

調査対象：県内の薬局から選定したモニター薬局（20 薬局）

- ・ 宇都宮市(5 薬局) ・ 県西地区(2 薬局) ・ 県東地区(2 薬局)
- ・ 県南地区(5 薬局) ・ 県北地区(3 薬局) ・ 安足地区(3 薬局)

調査内容：

- ・ 平成 27 年 7 月 13 日（月）から 7 月 18 日（土）に調剤した全ての医薬品の数量に対する後発医薬品の割合
- ・ 同期間に調剤した「(後発医薬品のある先発医薬品) + (後発医薬品)」の数量に対する後発医薬品の割合
- ・ 後発医薬品の備蓄状況
- ・ 後発医薬品の使用に係る患者の意識
- ・ 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組み意識 等

(2) 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

調査対象：県内医薬品卸売販売業 5 社

調査内容：

- ・ 平成 26 年度及び平成 27 年度 4～7 月の全医療用医薬品の取扱い数量（金額ベース）及び後発医薬品の取扱い数量（金額ベース）
- ・ 同期間における後発医薬品のある先発医薬品の取扱数量（金額ベース）
- ・ 医薬品卸売販売業者における後発医薬品の販売に係る取組み意識 等

3 回収結果

(1) 後発医薬品モニター薬局調査

回答数：18 薬局 回収率：90%

(2) 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

回答数：5 社 回答率：100%

Ⅱ 後発医薬品モニター薬局調査結果

1 処方せんの取扱い状況

【問1】 1週間に取り扱った処方せんについて

(1)調査期間及び調査薬局数

平成27年：H27.7.13（月）～7.18（土） 18薬局

平成26年：H26.7.14（月）～7.19（土） 20薬局

平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19薬局

(2)結果

取扱い処方せん枚数の状況を表1に、後発医薬品への変更調剤等の推移を表2に示す。

表1 1週間に取り扱った処方せん枚数と状況

処方箋の分類	H25.7 (n=19)	H26.7 (n=20)	H27.7 (n=18)
全ての取扱い処方せんの枚数	9,049	9,800	8,153
A 後発医薬品への「変更不可」欄に1品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せんの枚数（一般名の記載を含む。）	6,870	7,910	6,366
B Aのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんの枚数	4,936	5,685	4,671
C Bのうち1品目でも後発医薬品に変更した処方せんの枚数	1,775	3,013	2,729
D 全品目に後発医薬品への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せんの枚数	2,179	1,682	1,529
E 全て後発医薬品名で処方された処方箋枚数		251	474

一般名処方について	H25.7 (n=19)	H26.7 (n=20)	H27.7 (n=18)
F 一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方箋の枚数		1,892	2,124
G 一般名で処方された医薬品の延べ品目数		3,015	4,240
H Gのうち後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数		1,103	1,365

	H25.7 (n=19)	H26.7 (n=20)	H27.7 (n=18)
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合（A/全×100）	75.9%	80.7%	78.1%
後発医薬品に変更が可能な処方せんの割合（B/全×100）	54.5%	58.0%	57.3%
後発医薬品に変更が可能な処方せんのうち、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合（C/B×100）	36.0%	53.0%	58.4%
後発医薬品変更不可処方せんの割合（D/全×100）	24.1%	17.2%	18.8%
一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方箋の割合（F/全×100）		19.3%	26.1%
一般名で処方された医薬品の延品目数のうち、後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数の割合（H/G×100）		36.6%	32.2%

○平成 27 年調査

- ❖ 全ての処方せん枚数[全]8,153 枚のうち、後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せん枚数[A]は、6,366 枚であり、全ての処方せんに占める割合[A/全]は、78.1%で、昨年の 80.7%より減少した。
- ❖ 全ての処方せん枚数[全] 8,153 枚のうち、変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数[B]は、4,671 枚で、全処方せんに占める割合[B/全]は 57.3%で、昨年の 58.0%より減少した。
- ❖ 変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数[B] 4,671 枚のうち、実際に後発医薬品に変更した処方せん枚数[C]は、2,729 枚であり、その割合[C/B]は 58.4%で、昨年の 53.0%より増加した。
- ❖ 全ての処方せん枚数[全] 8,153 枚のうち、後発医薬品への変更が不可であった処方せんの枚数[D]は、1,529 枚で、その割合[D/全]は 18.8%であり、昨年の 17.2%より増加した。
- ❖ 一般名で処方された医薬品が 1 品目でも含まれている処方箋の割合は、26.1%であり、昨年の 19.3%より増加した。
- ❖ 一般名で処方された医薬品の延べ品目数のうち、後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数の割合は、32.2%であり、昨年の 36.6%より減少した。

表 2 後発医薬品への変更調剤の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
変更可能な処方せんのうち、1 品目でも後発医薬品に変更した割合 (%) (C/B×100)	30.8	22.6	32.7	36.0	53.0	58.4
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合 (%) (A/全×100)	69.6	72.7	79.0	75.9	80.7	78.1

○後発医薬品への変更調剤の推移

- ❖ 変更可能な処方せんのうち、1 品目でも後発医薬品に変更した割合は、3 割程度であったものが平成 26 年には 17.0 ポイント増加し、平成 27 年にも 5.4 ポイント増加した。
- ❖ 後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合は、平成 26 年は 8 割を超える状況となったが、平成 27 年に減少した。

2 後発医薬品の調剤割合（数量ベース）

【問 2】 全調剤数量に占める後発医薬品の調剤割合（数量ベース）[旧指標]

(1) 調査期間及び調査薬局数

○後発医薬品の調剤数量調査

平成 27 年：H27.7.13（月）～7.18（土） 18 薬局¹

平成 26 年：H26.7.14（月）～7.19（土） 19 薬局²

¹ 回答数 18 薬局のうち 1 薬局は数値データがなかった。

² 回答数 20 薬局のうち 1 薬局から回答がなかったため。

平成 25 年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19 薬局

平成 22 年～24 年 各年 7 月下旬の月曜日から土曜日 6 日間 20 薬局

○後発医薬品調剤割合の薬局数分布状況調査

平成 27 年：H27.7.13（月）～7.18（土） 17 薬局³

平成 26 年：H26.7.14（月）～7.19（土） 19 薬局

平成 25 年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19 薬局

(2)結果

後発医薬品の調剤数量（薬価基準の規格単位ベース）を表 3、全調剤数量に占める後発医薬品の割合の推移を図 1 に示す。

また、後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を、表 4 及び図 2 に示す。

表 3 調査薬局における後発医薬品の調剤数量 [旧指標]

	後発医薬品調剤数量 [a]	全調剤数量[b]	全調剤数量に占める後 発医薬品の割合 (%) [a/b*100]
H22(n=20)	463,870	2,368,781	19.6
H23(n=20)	718,017	3,115,141	23.0
H24(n=20)	316,213	1,272,546	24.8
H25(n=19)	384,409	1,528,034	25.2
H26(n=19)	508,763	1,751,987	29.0
H27(n=18)	(482,316)	(1,317,506)	35.5

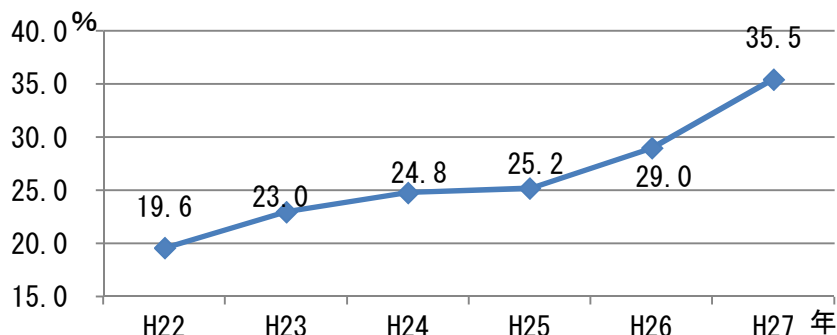


図 1 全調剤数量に占める後発医薬品の割合の推移 [旧指標]

- ❖ 薬局における全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は 35.5%で、昨年（H26）の 29.0%と比較して 6.5 ポイント増加した。

<参考>

厚生労働省が発表した平成 27 年 3 月の全国の後発医薬品割合（数量ベース）[旧指標]は、38.2%であった。

旧指標：平成 19 年 10 月策定「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に示された指標で、目標値を平成 24 年度までに 30%以上として設定。

後発医薬品の数量シェア＝[後発医薬品の数量]/[全医薬品の数量]とした場合の目標値

³ 回答数 18 薬局のうち 1 薬局から回答がなかったため。

表4 後発医薬品調剤割合の薬局数分布 [旧指標]

単位：薬局数

	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50～60%未満	計
H25	1	4	8	6	0	0	19
H26	0	3	5	6	4	1	19
H27	0	2	3	9	2	1	18

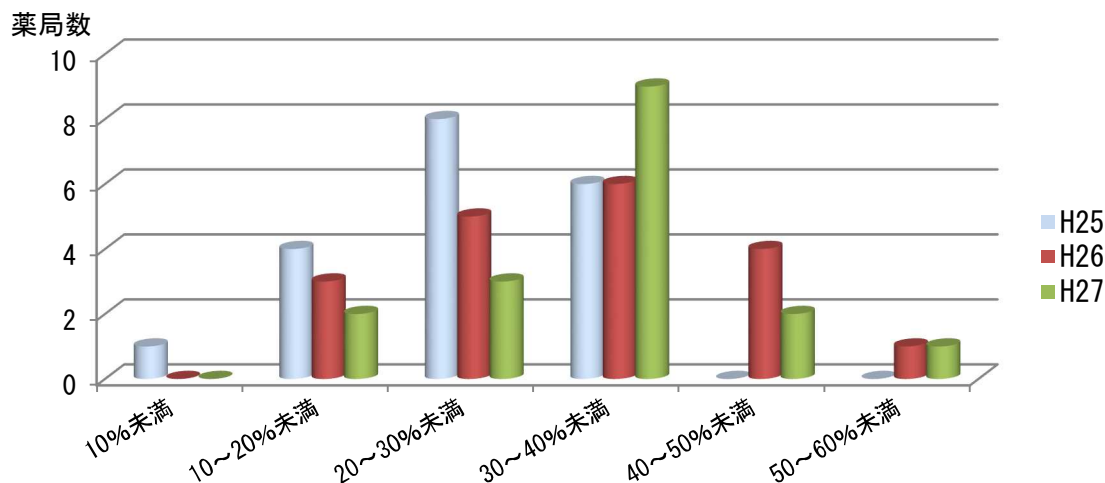


図2 後発医薬品調剤割合の薬局数分布 [旧指標]

- ❖ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合が、30～40%未満の薬局が9施設（50%）と最も多かった。
- ❖ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を過去2年と比較すると、30%未満の薬局は減少したが、40～50%未満の薬局も2件減少した。

【問3】 新たな指標に基づく後発医薬品の調剤割合（数量ベース）[新指標]

(1)調査期間及び調査薬局数

平成27年：H27.7.13（月）～7.18（土） 17 薬局
 平成26年：H26.7.14（月）～7.19（土） 19 薬局⁴
 平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 5 薬局⁵

(2)結果

薬局における後発医薬品の調剤数量を表5に示す。

- ❖ 平成27年の後発品がある医薬品の数量に占める実際に調剤した後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、56.2%であり、対象薬局数は異なるものの、昨年の48.6%より7.6ポイント増加した。
- ❖ 最近の調剤医療費の動向（厚生労働省）で示された本県の平成27年7月における後発医薬品割合（数量ベース）56.6%とほぼ同様の値であった。
 なお、全国平均は58.2%である（平成27年7月）。

⁴ 調査対象20薬局のうち1薬局から回答がなかったため。

⁵ 期間内に調剤した後発医薬品のある先発医薬品の数量が把握可能であり、回答があった5薬局を対象とした。

表5 調査薬局における後発医薬品の調剤数量 [新指標]

	後発医薬品調剤数量 [a]	後発品がある 医薬品の調剤数量 [b]	全調剤数量に占める後 発医薬品の割合 (%) [a/b*100]
H25(N=5)	127,647	335,539	38.0
H26(N=19)	474,273	976,441	48.6
H27(N=17)	482,316	858,775	56.2

<参考>

新指標：平成 25 年 4 月策定「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に示された指標を言う。(平成 30 年 3 月末までに 60%以上。その後、平成 27 年 6 月に平成 29 年央に 70%以上とすることが閣議決定された。)

後発医薬品の数量シェア＝

$$\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$$

3 後発医薬品備蓄状況

【問 4】 後発医薬品の備蓄状況

(1)調査薬局数

平成 25 年：19 薬局、平成 27 年：18 薬局

平成 23 年から平成 24 年及び平成 26 年：20 薬局

(2)調査結果

平成 23 年から 27 年の薬局の備蓄状況を表 6 に、後発医薬品の備蓄割合の薬局数分布を図 4 に示す。

表 6 調査薬局における後発医薬品の備蓄状況

	H23 (n=20)	H24 (n=20)	H25 (n=19)	H26 (n=20)	H27 (n=18)
備蓄している医薬品数 (平均)	1,161	1,134	1,123	1,286	1,320
備蓄している後発医薬品 (平均) 【再掲】	176	203	213	228	296
備蓄薬に占める後発医薬品の割合 (%)	15.2	17.9	19.0	17.8	22.4

- ❖ 全備蓄医薬品に占める後発医薬品の備蓄割合は、平成 27 年は 22.4%となり、昨年より 4.6 ポイント増加した。
- ❖ 後発医薬品の備蓄割合は、20%から 30%未満の薬局が 8 施設 (44.4%) と最も多く、30%台の薬局も 4 施設となった。

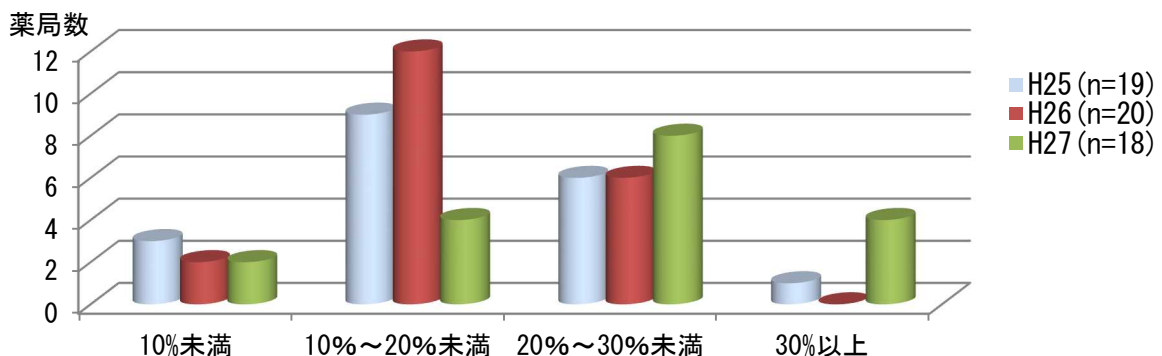


図 4 後発医薬品の備蓄割合の薬局数分布

4 後発医薬品調剤加算の届出

【問5】平成27年度診療報酬改訂後の調剤基本料に係る後発医薬品調剤加算を届出していますか。(n=18)

後発医薬品の調剤加算届出状況を表7に示す。

表7 後発医薬品調剤加算届出状況

	薬局数	割合	(参考) H26
後発医薬品調剤体制加算1 [(18点)施設基準:55%以上]を届出している	9	50.0%	6
後発医薬品調剤体制加算2 [(22点)施設基準:65%以上]を届出している	3	16.6%	1
届出していない	6	33.3%	13

❖ 後発医薬品の調剤加算の届出をしている薬局は12施設あり、その割合は、66.7%であった。

5 後発医薬品に対する意識調査

(1) 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組み意識

【問6】後発医薬品の調剤についてどのように考えているか。

後発医薬品の調剤への取り組み方を表8及び図5に示す。

表8 後発医薬品の調剤への取り組み方

取り組み方	H25	H26	H27
積極的に取り組んでいる	7	10	9
薬効によっては積極的に取り組んでいる	11	6	6
あまり積極的に取り組んでいない	1	4	3
計	19	20	18

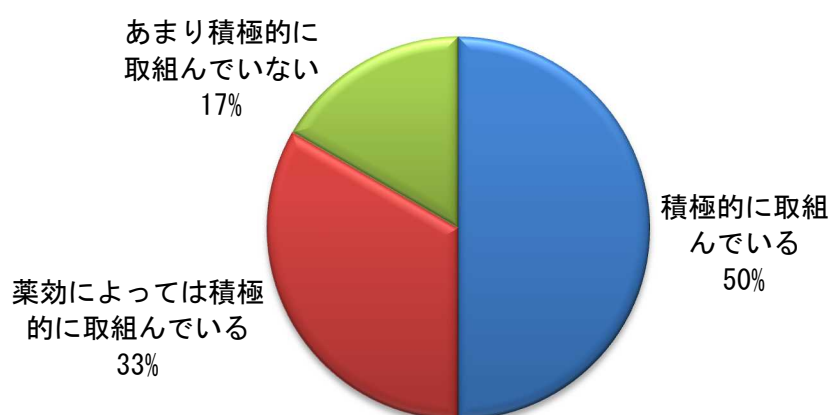


図5 後発医薬品の調剤への取り組み方

❖ 積極的に取り組んでいる薬局と、薬効によっては積極的に取り組んでいる薬局を合わせて、15施設であり、全体に占める両薬局の割合は、83%であった。

❖ 後発医薬品の調剤への取り組み方については、昨年までと比較して、変化は無かった。

【問 7】 後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由（複数回答可。3つまで）

問 6 において、「後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる」、または「薬効によっては積極的に取り組む」と回答した理由を図 6 に示す。

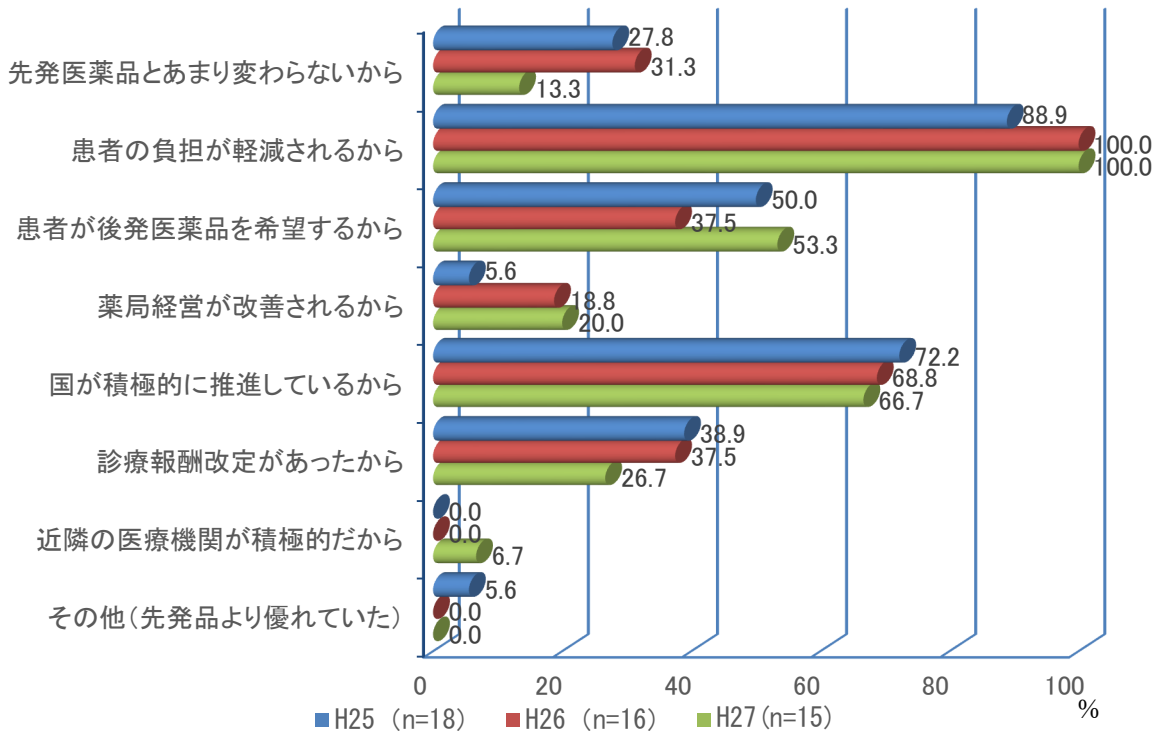


図 6 後発医薬品の調剤への取り組み方

- ❖ 後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる理由としては、全ての薬局が「患者の負担が軽減するから」と回答しており、「国が積極的に推進しているから」が次いで多かった。
- ❖ また「患者が後発医薬品を希望するから」も昨年と比較して増加した。

【問 8】 後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由（複数回答可。3つまで）

問 6 において、「あまり積極的に取組んでいない」と回答した理由を表 9 に示す。

表 9 後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由

理 由	H26 (n=4)	H27 (n=3)
1 後発医薬品の品質や効果に疑問があるため	1	0
2 後発医薬品の副作用に不安があるため	1	0
3 後発医薬品の安定供給体制が不備であるため	1	2
4 後発医薬品の情報提供が不備であるため	0	1
5 後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため	1	1
6 薬局にとって経済的な便益がないため	1	0
7 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため	3	1
8 その他	1	1

- ❖ 積極的に取り組まない理由として、2 薬局が「安定供給体制が不備であるため」を選択した。1 薬局が、患者が希望しなかった（その他）と回答した。

【問 9】 後発医薬品を選択する際、重視している事項は何か。（複数回答可。3つまで）
採用する後発医薬品を選択する際重視している事項を図 7 に示す。

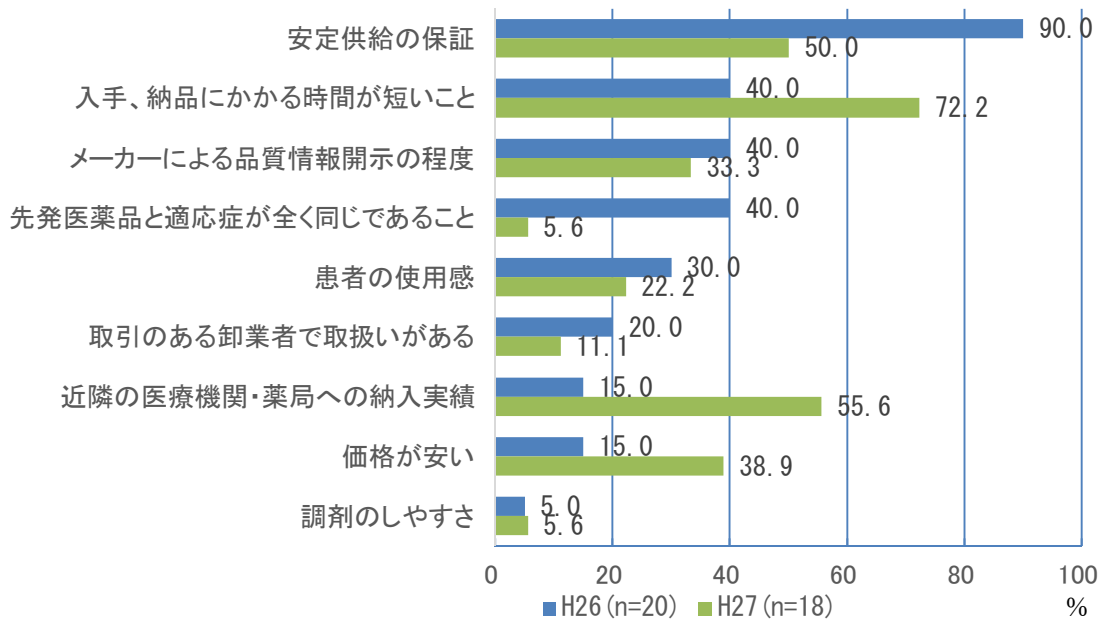


図 7 後発医薬品を選択する際重視している事項

- ❖ 昨年は、ほとんどの薬局が「安定供給の保証」との回答が多かったが、後発医薬品需要の高まりによる供給の遅れもあってか「入手、納品にかかる時間が短いこと」の回答が増加した。
- ❖ 昨年では 15% であった「近隣の医療機関・薬局への納入実績」も 55.6% と増加し、2 番目に多い結果となった。

(2) 後発医薬品の使用に係る患者の意識

【問 10】 後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった場合、その理由は何か。（複数回答可。2つまで）
患者が後発医薬品を希望しなかった理由を図 8 に示す。

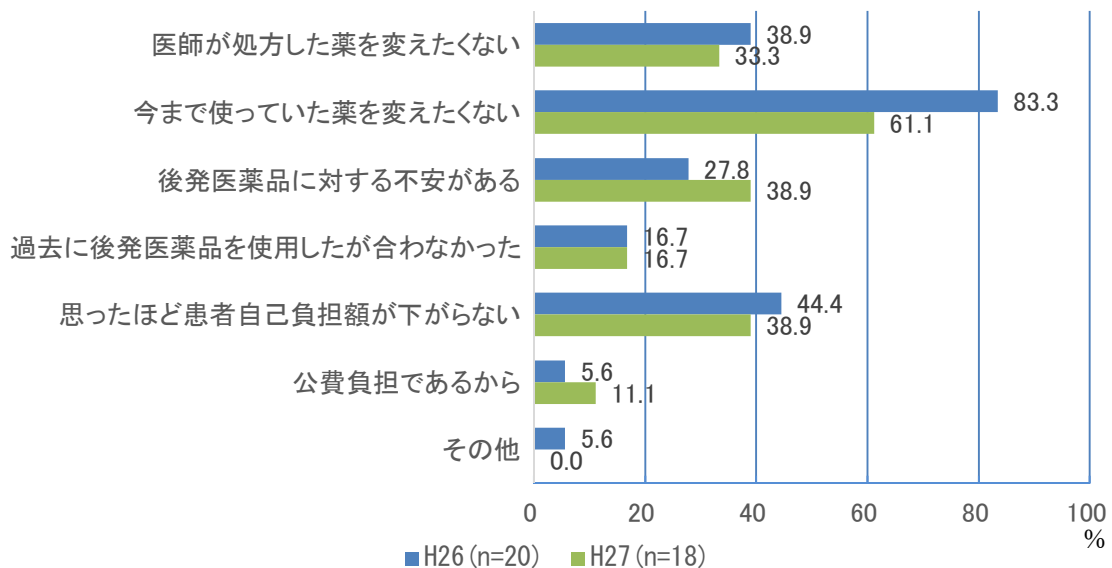


図 8 患者が後発医薬品を希望しなかった理由

- ❖ 変更を希望しない理由は、「今まで使っていた薬を変えたくない」という変更に対する抵抗感の比率が依然と高く、「後発医薬品に対する不安がある」という理由も昨年と比較して増加した。
- ❖ 一方で、「思ったほど自己負担額が下がらない」といった経費的な理由も 38.9% を占め、「公費負担であるから」も増えた。

(3)一般名処方について

【問 11】一般名で記載された医薬品について、後発医薬品を調剤できなかつた主な理由は何か。（複数回答。2 つまで）

一般名で処方された医薬品を後発品薬品にできなかつた理由を図 9 に示す。

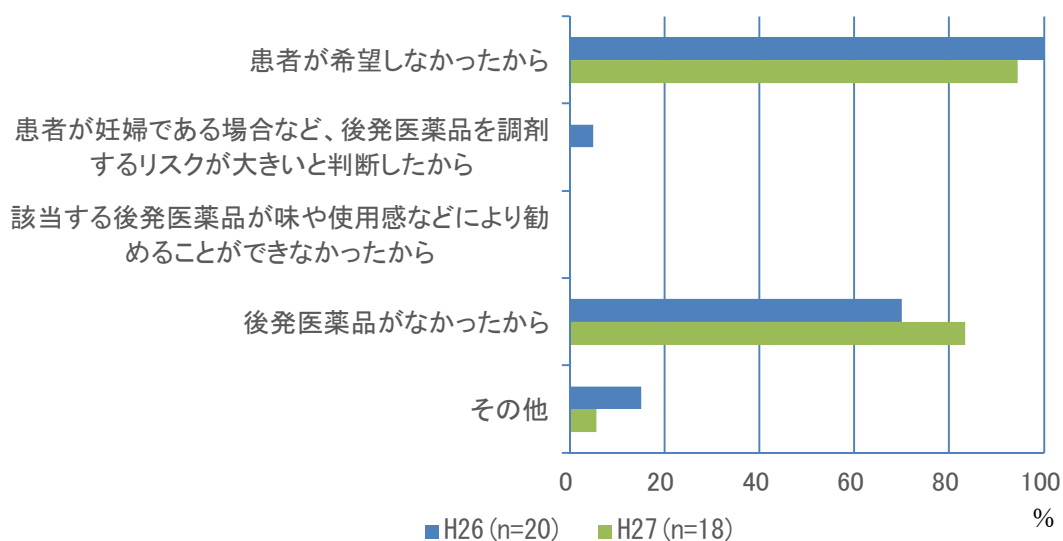


図 9 一般名で処方された医薬品を後発品薬品にできなかつた理由

- ❖ 「患者が希望しなかつた」という理由が依然と高く、「後発医薬品がなかつた」という理由も昨年に比べ増加した。
- ❖ その他の理由として次のような意見があつた。
 - ・医師が後発品は効かないものがあると患者に説明して先発品を勧めたため。
- ❖ 選択肢にあつた「患者が妊婦である場合など、後発医薬品を調剤するリスクが大きいと判断したから」、「該当する後発医薬品が味や使用感などにより勧めることができなかつたから」には回答は無かつた。

(4)後発医薬品の使用を促進するための課題

【問 12】 後発医薬品の使用促進にあたって困っていることは何か。(複数回答可。3つまで)
後発医薬品の使用促進で困っていることについての回答を図 10 に示す。

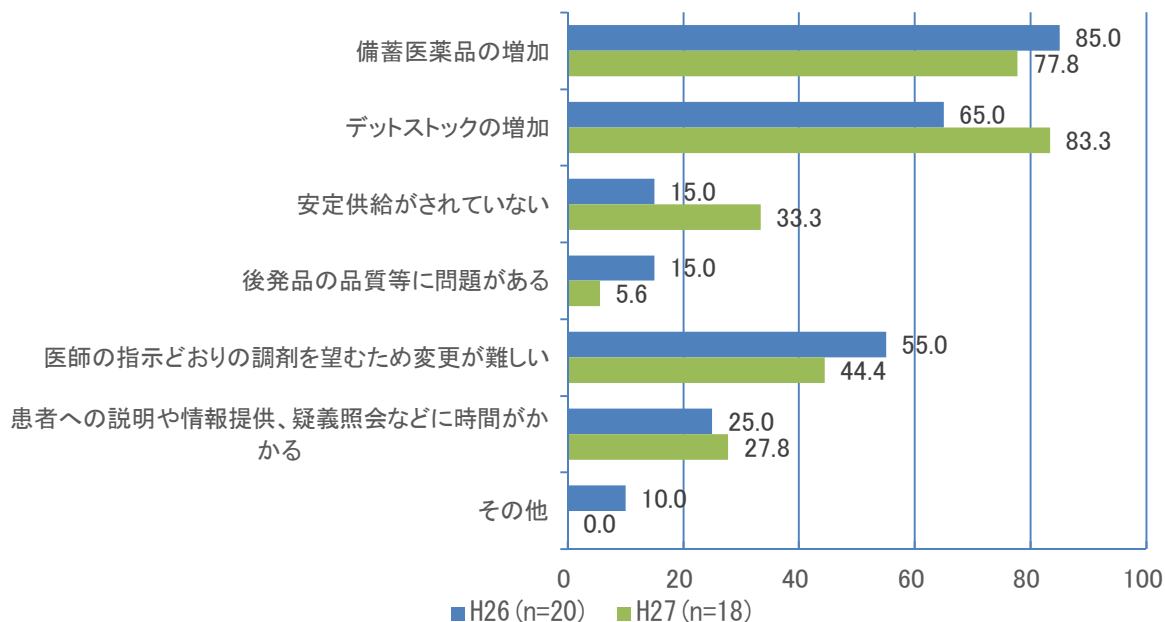


図 10 後発医薬品の使用について困っていること

- ❖ 「デットストックの増加」が 83.3%と最も多く、次いで「備蓄医薬品の増加」も 77.8%の薬局が回答しており、後発医薬品の在庫が課題と考えている薬局が多かった。
- ❖ 「医師の指示どおりの調剤を望むため変更が難しい」については若干減少したが、4 割の薬局から回答があり、【問 10】の患者意識の調査結果が反映されたものとなった。
- ❖ 「安定供給がされていない」も昨年と比較して増加した。

【問 13】 後発医薬品の供給体制についてどのように思うか。

後発医薬品の供給体制についての意識を図 11 に示す。

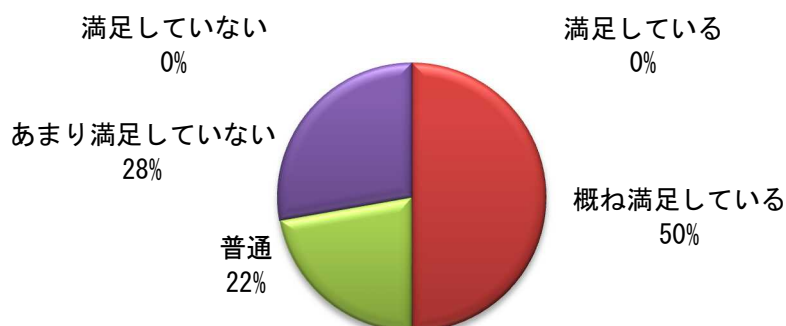


図 11 後発医薬品の供給体制についての意識

- ❖ 「概ね満足している」、「普通」が 72%を占め、「あまり満足していない」を大きく上回った。また、「概ね満足している」は昨年の 25%から 50%と増加した。
- ❖ 一方で、「満足している」や「満足していない」という意見はなかった。

【問 14】 後発医薬品の供給体制に満足していない理由は何か。（複数回答可）

問 13 において、「あまり満足していない」又は「満足していない」と回答した理由を表 10 に示す。

表 10 後発医薬品の供給体制に満足していない理由

理 由	H26	H27
製造中止になるものが多い	6	5
入手までに時間がかかる	2	3
取扱業者が少ない	0	0
包装単位が大きい	1	1
その他（メーカーが多すぎる。もう少ししぼってほしい。）	1	1

❖ 満足しない理由として、全ての薬局（n=5）が、製造中止が多く、安定供給が図られていないことを理由としていた。

【問 15】 後発医薬品メーカー及び卸売り業者の後発医薬品に関する情報提供についてどのように思うか。

後発医薬品メーカー等の情報提供についての意識を図 12 に示す。

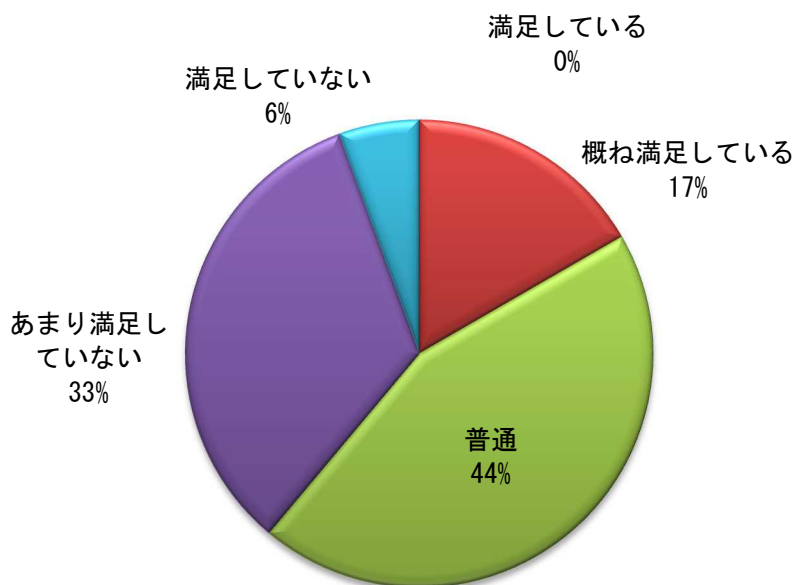


図 12 後発医薬品メーカー等の情報提供についての意識

- ❖ 「概ね満足している」と「普通」が 61% を占めたが、「満足している」という意見はなかった。
- ❖ 一方で、「あまり満足していない」、「満足していない」は 39% あり、昨年（20%）よりも若干増加した。

【問 16】 後発医薬品メーカー等の情報提供に満足していない理由は何か。(複数回答可)
 問 15 において、「あまり満足していない」又は「満足していない」と回答した理由を表 11 に示す。

表 11 後発医薬品メーカー等の情報提供に満足していない理由

理 由	H26	H27
MR 等の訪問が少ない又は訪問がない	3	5
情報提供の内容が乏しい	1	2
情報提供が遅い	2	5
その他	0	0

❖ メーカー等の情報提供の頻度やスピード感に関する意見が多かった。

【問 17】 患者が後発医薬品を選択しやすくする工夫をしているか。(複数回答可。全て)
 薬局が行っている患者が後発医薬品を選択しやすくするための工夫を、表 12 に示す。

表 12 患者が後発医薬品を選択しやすくするための工夫

理 由	薬局数
啓発用のパンフレットを準備し、配布している	9
啓発用のポスターを掲示している	13
受付に「ジェネリック医薬品希望カード」を配置している	5
後発医薬品相談窓口を設置している	0
問診時等に患者へ説明を行うようにしている	16
後発医薬品に変更した場合の差額について説明している	14
特に工夫はしていない	1
その他 ・湿布等の外用薬は製剤見本を開封し、実際の薬剤を見てもらって確認するようにしている。	1

- ❖ 「問診時等の患者への説明」が最も多く、16 薬局で行っていた。また、18 薬局中 14 薬局で「差額について説明」していた。
- ❖ ポスターを活用している薬局も多かった。しかし、「ジェネリック医薬品希望カード」を配置している薬局は、5 薬局と少なかった。
- ❖ 一方で、工夫はしていないという薬局が 1 薬局あった。この薬局は、昨年度とは異なる薬局で、【問 6】において、後発医薬品の調剤にあまり積極的に取り組んでいないと回答しており、その理由は、「安定供給が不備であるため」及び「情報提供が不備であるため」であった。

【問 18】 後発医薬品について今後どのような対策が必要か。（複数回答可。3つまで）
後発医薬品の安心使用促進に今後必要だと思う対策を表 13 に示す。

表 13 後発医薬品の安心使用促進に今後必要だと思う対策

理 由	H27	H26
後発医薬品の品質保証が十分であること	13	12
後発医薬品メーカーによる情報提供や安定供給体制を充実させること	12	16
患者に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと	12	9
後発医薬品を調剤する際の診療報酬上の評価を高くすること	5	3
地域レベルで使用されている後発医薬品リストを医療関係者間で共有すること	0	1
後発医薬品採用マニュアル等により、後発医薬品の選択が容易にできること	4	5
その他 ・患者が変更した際に金額差が出ないと納得されない。 ・処方箋発行医療機関への後発医薬品に対する正しい情報の提供を行う。	2	2

- ❖ 「後発医薬品の品質の確保」および「情報提供や安定供給の充実」への意見が多く、メーカーに求める対策が必要と回答した薬局が多かった。
- ❖ 「患者に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発」が必要であると6割の薬局が回答し、昨年に比べ増加した。

【問 19】 自由意見

<製造メーカーへ>

- ❖ 後発メーカーが急に販売中止にされるのはとても困ります。このところ、何件か続いたので（泌尿科系）、後発品の信用が下がるのではと心配である。
- ❖ 初めて注文した物について、納期まで1週間もかかるのは異常では無いか。
- ❖ 製造中止になるものがあり困る。
- ❖ GE メーカーに情報提供を求めても、データが無いと言われ困った。
- ❖ 先発品と適応症が異なるものは扱いにくい。
- ❖ GE メーカー各社の品質安定性に格差がある。
- ❖ オーソライズド GE が増えてほしい。

<行政へ>

- ❖ あまりに薬価が安すぎるのも心配。メーカーが販売意欲を失い、消失してしまう薬品もある。わざわざ納品して100錠1箱500円の伝票代の利益も出ないと思う。商売として成り立たないのでは？安定供給が不安。
- ❖ 公費負担患者が後発品体制加算の算定率から除外されてしまうのはいかがなものかと思う。市民の血税から負担されているのだから、公費の薬こそジェネリックにすべきだし、算定率にも加えるべきだと思う。
- ❖ 薬剤師側ではかなり頑張っているが、医師の反対や薬価差がでないこと、卸や先発メーカーの圧力が働いていて、板挟みになっている。薬局ばかりではなく、他職にも診療報酬上のペナルティ的なものが必要かと思う。
- ❖ 後発品の薬価のばらつきを無くしてほしい。
- ❖ 備蓄品医薬品の数とデットストックが増加して困っています。
- ❖ 処方箋の様式を変えてほしい。(変更不可の処方箋はまだ多い)
- ❖ 後発医薬品のメーカー指定(変更不可)は、絶対になくすよう規制を希望。
- ❖ 実際に調剤した銘柄名の連絡は不要に制度変更してほしい。少なくとも一般名調剤は必要ないはず。
- ❖ 2020年の80%への目標へ向けて、新たな取り組みを行っていく必要があると思う。
- ❖ 国民に対して国からのメッセージの拡大を希望。
- ❖ 市からの通知などで後発医薬品を希望される患者さんは増えていると思う。ただそれでも「先生が処方してくれたのだから」と処方どおりを希望される(特に年配)がいる。
- ❖ 後発品の抵抗は、以前より少なくなり変更へのハードルは低くなったが、継続服用している薬の変更を望まない患者さんは少なからずいる。
- ❖ 医療費削減とならない低薬価品(10円未満)の変更の必要性に少し疑問あり(変更率に関わるので、実際にはほとんど変更している)

<処方医へ>

- ❖ 個人医で、たまに後発品で処方箋を記載し「変更不可」にされることがあり、対応に苦慮することがある。
- ❖ 後発医薬品の銘柄指定はやめてほしい。
- ❖ まだまだ処方医の先発思考が強ければ変更は不可能。
- ❖ 事務的に後発医薬品変更不可は入れないでほしい(医師の意思は尊重したいとは思っている。)患者の変更希望は受け入れる体制を希望。
- ❖ 後発品を銘柄指定して変更不可とする処方箋が、まだ散見される。
- ❖ まだまだ一般名処方の処方箋が少ないため、後発医薬品に変更する機会が少ないのが現状。
- ❖ もっと多くの医療機関に一般名処方普及されれば、自ずと後発医薬品の使用量も増えてくると思う。

Ⅲ 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果

1 後発医薬品の取扱い金額について

【問1】後発医薬品の取扱い金額（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

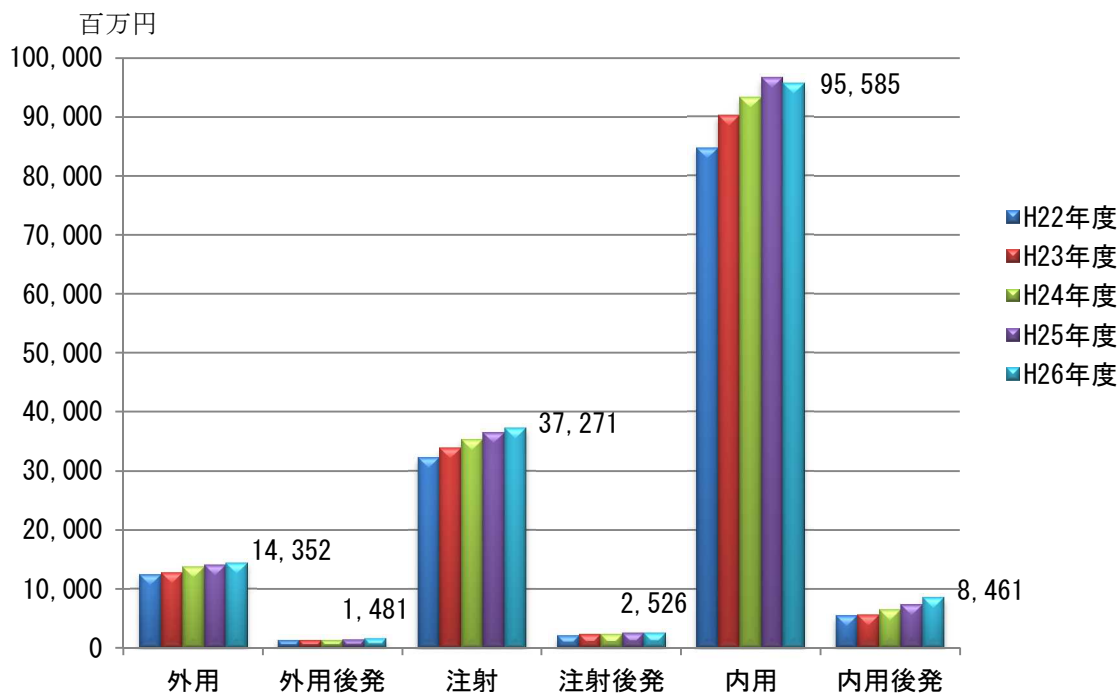
県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表14、図13及び図14に示す。

表14 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

取扱い金額 単位：円（n=5）

種類		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合
外用薬	計	12,401,218,636	9.8%	12,690,748,690	9.6%	13,642,956,038	9.0%	13,996,964,050	9.5%	14,351,707,297	10.3%
	うち後発	1,211,832,480		1,214,417,303		1,224,253,834		1,335,142,568		1,480,724,689	
注射薬	計	32,251,411,739	6.5%	33,818,538,656	6.6%	35,323,080,449	6.5%	36,444,813,598	6.9%	37,270,829,428	6.8%
	うち後発	2,100,134,136		2,244,641,959		2,290,390,835		2,514,593,441		2,525,980,039	
内用薬	計	84,679,100,465	6.4%	90,167,634,331	6.2%	93,251,047,037	6.9%	96,546,383,423	7.6%	95,584,870,918	8.9%
	うち後発	5,396,328,085		5,578,994,214		6,396,591,563		7,321,930,531		8,460,372,322	
医薬品全体	合計	130,331,954,840	6.7%	136,676,921,677	6.6%	142,217,083,524	7.0%	146,989,161,071	7.6%	147,207,407,643	8.5%
	うち後発	8,708,294,701		9,038,053,476		9,911,236,231		11,171,666,540		12,467,077,050	

図13 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額の推移



* グラフ内の数値は、平成26年度の取扱い金額を示す。

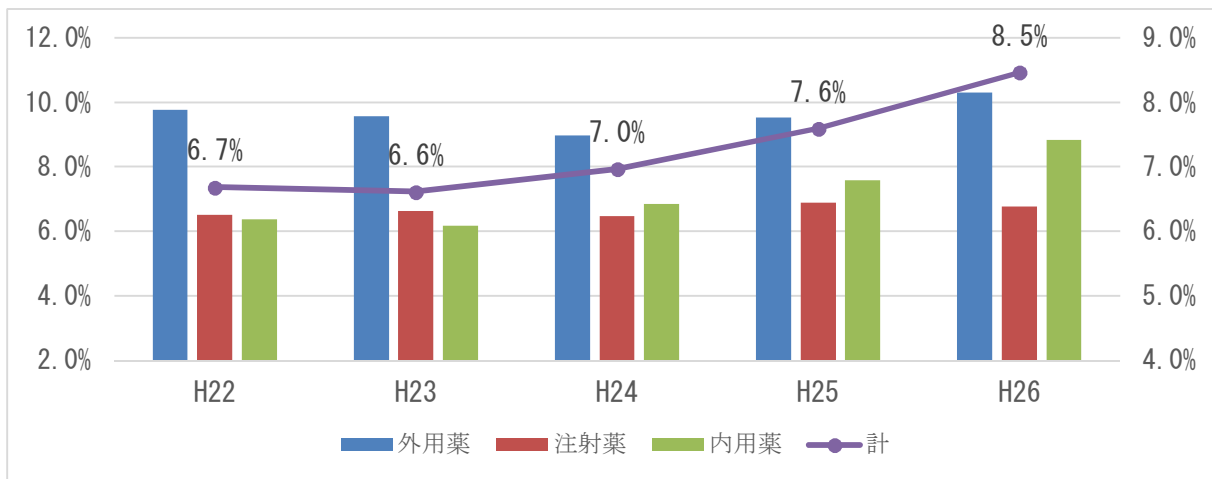


図 14 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品割合の推移

平成 26 年度の県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額は、総額約 1472 億 0740 万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約 124 億 671 万円で、全体の 8.5%であり、取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、増加傾向を示している。

医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの後発医薬品取扱い金額の割合は、平成 25 年度に比べて外用薬は 0.8 ポイント増加し、内用薬では 1.3 ポイント増加した。

【問 2】後発医薬品の取扱い金額（平成 27 年 4 月～7 月）

県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表 15 に示す。

表 15 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額
取扱い金額 単位：円（n=5）

種 類		平成 24 年度(4～7 月)		平成 25 年度(4～7 月)		平成 26 年度(4～7 月)		平成 27 年度(4～7 月)	
		取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合
外用薬	計	4,151,659,448	10.7%	4,478,972,165	10.3%	4,372,813,487	11.8%	4,759,980,801	12.4%
	うち後発品	446,221,544		460,453,537		515,139,356		588,074,440	
注射薬	計	11,235,988,634	7.3%	12,032,688,610	7.3%	12,045,321,723	7.6%	12,840,511,991	7.8%
	うち後発品	824,763,949		878,484,716		909,422,250		1,006,840,885	
内用薬	計	30,434,642,423	8.2%	32,596,276,517	9.1%	31,121,936,592	9.2%	33,182,434,544	10.6%
	うち後発品	2,498,366,101		2,970,737,700		2,850,104,006		3,506,456,927	
医薬品	合計	45,822,290,505	8.2%	49,107,937,292	8.8%	47,541,071,802	9.0%	50,782,927,336	10.0%
全 体	うち後発品	3,769,351,594		4,309,675,953		4,274,665,612		5,101,372,252	

平成 27 年 4 月から 7 月の 4 か月間における、県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額は、総額約 507 億 8293 万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約 51 億 0137 万円で、全体の 10.0%であった。

医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの後発医薬品取扱い金額の割合は、平成 26 年度に比べ全ての種別で増加した。

2 後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額の割合

【問3】【問4】後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額

平成25年度及び平成27年4月から7月の県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表16に示す。

表16 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

取扱い金額 単位：円（n=5）

種 類	平成25年度		平成26年度		平成27年(4~7月)		
	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	
外用薬	全医薬品	13,996,964,050	53.0%	14,351,707,297	52.9%	4,759,980,801	51.5%
	後発医薬品のある先発医薬品	5,245,562,684	20.3%	5,280,674,534	21.9%	1,718,697,300	25.5%
	後発医薬品	1,335,142,568		1,480,724,689		588,074,440	
注射薬	全医薬品	36,444,813,598	72.2%	37,270,829,428	73.2%	12,840,511,991	73.5%
	後発医薬品のある先発医薬品	7,620,685,587	24.8%	7,457,013,099	25.3%	2,392,228,462	29.6%
	後発医薬品	2,514,593,441		2,525,980,039		1,006,840,885	
内用薬	全医薬品	96,546,383,423	53.3%	95,584,870,918	53.6%	33,182,434,544	56.0%
	後発医薬品のある先発医薬品	37,768,352,524	16.2%	35,859,645,341	19.1%	11,077,914,731	24.0%
	後発医薬品	7,321,930,531		8,460,372,322		3,506,456,927	
医薬品全体	全医薬品	146,988,161,071	58.0%	147,207,407,643	58.5%	50,782,927,336	60.0%
	後発医薬品のある先発医薬品	50,634,600,795	18.1%	48,597,332,974	20.4%	15,188,840,493	25.1%
	後発医薬品	11,171,666,540		12,467,077,050		5,101,372,252	

(注) 〇は、後発医薬品の無い医薬品の割合を示す。

平成26年度の後発医薬品がある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額については、後発医薬品の取扱い金額が約124億6708万円、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額は、約485億9733万円であった。

また、全医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、8.5%であるが、後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の取扱い金額の割合は、20.4%であった。

平成27年4月から7月の後発医薬品がある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額については、後発医薬品の取扱い金額は、約51億137万円、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額は、約151億8884万円であった。

また、全医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、10.0%であるが、後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の取扱い金額の割合は、25.1%であった。

参考までに、後発医薬品の無い医薬品の取扱い金額（＝全医薬品の取扱い金額から後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額を差し引いた金額）の割合について表に示す。

3 後発医薬品の販売についての意識調査

【問5】後発医薬品を販売するに当たって問題となることは何か。(複数回答可。全て)

後発医薬品を販売するに当たっての問題点を表17に示す。

卸売販売業者5社全てが、安定供給の保証がないと回答した。

また、管理コストやデットストックなど経済面での問題も上げられていた。

表17 後発医薬品を販売するに当たっての問題点

問題点	回答数
後発医薬品の品質が保証されていない	2
安定供給が保証されていない	5
発注後の納品が迅速でない	0
メーカーからの後発医薬品の情報提供が不十分である	2
取扱い品目が増加し管理にコストがかかる	4
デットストックが増加する	4
医療機関からの発注があまりないから	0
後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから	0
先発医薬品メーカーとの取引関係があり取り扱えない品目がある	0
特になし	0
その他	0

【問6】後発医薬品メーカーの情報提供体制についてどのように感じるか。

後発医薬品メーカーの情報提供体制について感じることを表18に示す。

先発医薬品メーカーと同等又はそれ以上であると回答した卸売業者はなく、先発医薬品メーカーと比べて、一部の情報又は全ての情報が劣っていると感じているという状況であった。

表18 後発医薬品メーカーの情報提供体制について感じること

情報提供体制について感じること	回答数
先発医薬品メーカーと同等である	0
先発医薬品メーカー以上に充実している	0
先発医薬品のメーカーと比べて、一部の情報が劣っている	4
先発医薬品のメーカーと比べて、全ての情報が劣っている	1

【問 7】後発医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーに比べてどのようなところが劣っていると感じるか。（複数回答可。全て）

問 6 において、「一部の情報が劣っている」又は「全ての情報が劣っている」と回答した理由を表 19 に示す。

卸売販売業者 5 社全てが、メーカーからの情報提供の頻度が少ないと回答した。

その他として「MR のフットワークが悪い」にもあるように、医薬品情報に関する情報提供のスピードが遅いという意見も多かった。

表 19 後発医薬品メーカーの情報提供体制について劣っていると感じる理由

劣っていると感じる理由	回答数
メーカーからの情報提供の頻度が少ない	5
副作用情報等の緊急対応や「使用上の注意」の改訂時のお知らせ等が遅いと感じる	3
ジェネリック医薬品情報提供システムに情報を掲載していないメーカーがある	0
情報提供の内容が乏しい	1
その他 ・ MR の質が低く、数も不足している ・ MR のフットワークが悪い	1

【問 8】後発医薬品の取扱いを促進するために、必要なことは何か。（複数回答。3 つまで）

後発医薬品の取扱いを促進するために必要な対策について表 20 に示す。

直接患者と接する業種ではないため、医療機関や患者への普及啓発に関する意見は無く、安定供給、情報提供の充実についての回答が多かった。

また、診療報酬上の使用促進策についての回答が 1 社増え、3 社から回答があった。

表 20 後発医薬品の取扱いを促進するために必要な対策

策	回答数
品質に対する信頼性の確保	3
安定供給の保証	4
発注後の納品が迅速であること	0
メーカーからの情報提供の充実	4
適当な包装単位の製品が供給されること	2
医療機関や患者への普及啓発	0
診療報酬上の使用促進策	3
その他	0

【問 19】自由意見

- ❖ 後発品の薬価体系を一本化し、差益を求める品目選定から脱却した使用促進策を進めるべき
- ❖ メーカーは品質の向上、確実な安定供給、迅速な情報提供を心がけてほしい。特に後発メーカーは急激に大きくなっている市場に追いついていないと感じる。

IV まとめ

1 後発医薬品モニター薬局調査結果

(1) 処方せんの取扱い状況

❖ 後発医薬品への変更調剤の推移

- ・ 変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合は、昨年と比べて5.4ポイント増加し、着実に後発医薬品への変更調剤は促進されている。
- ・ 後発医薬品への「変更不可の指示がない」処方せんの割合は、昨年と比較して2.6ポイント減少し、また、「変更不可」の処方せんの割合も1.6ポイント増加した。

(2) 後発医薬品の調剤割合（数量ベース）

❖ 全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（数量ベース）[旧指標]

- ・ 平成27年の全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は35.5%で、昨年の29.0%と比較して6.5ポイント増加した。平成24年から平成25年の後発医薬品の数量の割合の増加は0.4ポイントで、平成25年から平成26年の増加は3.8ポイントであったことと比較すると、大きく増加した。
- ・ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を昨年と比較すると、10%未満の薬局がなくなり、今まではなかった40%以上の薬局が5薬局となるなど、薬局分布数で見ても、調剤薬局における後発医薬品の調剤割合は大きく増加していることがわかった。

❖ 新指標に基づく後発医薬品の調剤割合（数量ベース）[新指標]

- ・ 平成27年の後発品がある医薬品の数量に占める実際に調剤した後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、56.2%であり、対象薬局数は異なるものの、昨年の48.6%より7.6ポイント増加した。
- ・ 最近の調剤医療費の動向（厚生労働省）で示された本県の平成27年7月における後発医薬品割合（数量ベース）56.6%とほぼ同様の値であった。なお、全国平均は58.2%であった。

(3) 後発医薬品の備蓄状況

- ・ 全備蓄医薬品に占める後発医薬品の備蓄割合は、平成27年は22.4%となり、昨年より4.6ポイント増加した。後発医薬品の備蓄割合は、平成23年から増加傾向にあり、平成26年には一時減少したが増加傾向にある。

(4) 後発医薬品調剤加算の届出

- ・ 後発医薬品の調剤加算の届出をしている薬局は12施設であり、その割合は、66.7%であり、平成26年の35%よりも大きく増加した。

(5) 後発医薬品に対する意識調査

❖ 後発医薬品の調剤への取組

- ・ 積極的に取り組んでいる薬局と、薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて83%であり、昨年と比べて変化はなかった。
- ・ 積極的に取り組む理由については、全ての薬局が「患者の負担が軽減するから」と回答しており、次いで「国が積極的に推進しているから」との回答が多かった。

また、あまり積極的に取り組んでいない理由は、2 薬局が「後発医薬品の安定供給体制が不備」と回答した。

- ❖ 後発医薬品を選択する際、重視している事項
 - ・ 採用する後発医薬品を選択する際、ほとんどの薬局が「安定供給の保証」や「入手、納入にかかる時間が短いこと」を重視している薬局が多く、「近隣の医療機関・薬局への納入実績」との回答も増加し、供給面が重要視される傾向となった。
- ❖ 後発医薬品の使用に係る患者の意識
 - ・ 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった場合の理由は、「今まで使っていた薬を変えたくない」という変更に対する抵抗感が依然と多く、また「後発医薬品に対する不安がある」との理由も増加した。
 - ・ 一方で、「思ったほど自己負担額が下がらない」との経費的な理由も 38.9%を占めた。
- ❖ 一般名処方について
 - ・ 一般名で処方された医薬品について、後発医薬品を調剤できなかった理由は、「患者が希望しなかった」が依然と高く、「後発医薬品がなかった」という理由も若干増加した。
- ❖ 後発医薬品の使用を促進するための課題
 - ・ 後発医薬品の使用促進で困っていることは、備蓄医薬品やデットストックの増加が多数を占めていることから在庫管理の問題が大きい。
 - ・ 医師の指示どおりの調剤を望むという患者意識については若干減少したが、4 割の薬局が変更が難しいと回答した。
 - ・ 患者が後発医薬品を選択しやすくするための工夫については、患者への説明を行うとともに、後発医薬品へ変更した場合の差額について説明している薬局が多かった。しかし、パンフレットや「ジェネリック医薬品希望カード」の利用は少ないことがわかった。
- ❖ 後発医薬品の供給体制等の課題
 - ・ 後発医薬品の供給体制については、「概ね満足している」との回答が去年の 25% から 50%と増加したが、満足していない理由では、製造中止が多く安定供給が図られない問題が昨年と同様にあった。
 - ・ 後発医薬品メーカー等の情報提供については、「あまり満足していない」、「満足していない」が増加し、MR 等の訪問が少ない、情報が遅いことが問題であると認識されていた。
- ❖ 今後の対策について
 - ・ 後発医薬品の品質の確保及び情報提供や安定供給の充実等、メーカーに求める対策が必要と回答した薬局が多かった。
 - ・ 患者に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発が必要であると回答した薬局が半数以上あり、昨年よりも増加した。

2 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果

(1) 後発医薬品の取扱い金額について

- ・ 平成 26 年度の県内卸売販売業者（5 社）における医療用医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は 8.5% で、増加傾向であった。
- ・ 医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの後発医薬品取扱い金額の割合は、外用薬は 0.8 ポイント増加し、内用薬では 1.3 ポイント増加した。

(2) 後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額

- ・ 平成 26 年度の県内卸売販売業者（5 社）における後発医薬品のある医療用医薬品に占める後発医薬品の取扱い金額の割合は 20.4% で、平成 25 年度よりも 2.3% 増加し、平成 27 年 4 月から 7 月での割合でも 25.1% と増加傾向にある。

(3) 後発医薬品の販売についての意識

- ❖ 後発医薬品を販売するに当たっての問題点
 - ・ 卸売販売業者 5 社全てが、安定供給の保証がないと回答した。
 - ・ 品目増加による管理コストやデットストックの増加など経済面の問題も上げられていた。
- ❖ 後発医薬品メーカーの情報提供体制
 - ・ 卸売販売業者 5 社全てが、後発医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーに比べて情報提供体制が劣っていると感じており、主な理由は、情報提供の頻度が少なく、スピードが遅いとのこと。情報の内容が乏しいとの回答は減少した。
- ❖ 後発医薬品の取扱いを促進するために必要なこと
 - ・ 安定供給の保証、メーカーからの情報提供の充実が必要との回答が多く、メーカーに対する要望が多かった。
 - ・ 診療報酬上の使用促進策との意見もあった。

3 課題等

- 本調査における後発医薬品への変更調剤の割合や、全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（数量ベース）は、年々増加してきており、後発医薬品の数量の割合（数量ベース）は56.2%となったが、目標達成（平成29年央までに70%以上）のためにはさらなる使用促進を図ることが求められている。
- 後発医薬品への変更可能な処方せんにおける調剤割合は年々増加傾向にあるが、変更不可処方せんの割合が若干増加したことから、地域の医師、歯科医師及び薬剤師の情報共有の場を設ける等の取組が必要と考える。
- 薬局が後発医薬品を選択する際の重視項目に「近隣の医療機関・薬局への納入実績」との回答が増加していることや管理コスト等の解消のため、後発医薬品の採用リストを共有し、効率的に後発医薬品採用を進めることが必要である。
- 患者が後発医薬品への変更を希望しない主な理由は、「今までの薬を変えたくない」、「医師の処方を変えたくない」、「後発医薬品に対する不安」であることから、正しい知識の啓発を行うとともに、「思ったほど自己負担額が下がらない」など経費的理由もあったことから、後発医薬品使用の意義についても併せて啓発を行う必要がある。
- 薬局における後発医薬品に対する問題点としては、「安定供給の保証」、「メーカーからの品質情報提供の頻度・スピード」などの後発医薬品メーカーへの要望が多くあることから、さらなるメーカーの取組が必要である。

4 今後の対策

平成29年央までに後発医薬品の数量シェアを70%以上にする目標達成に向けて、さらなる後発医薬品の安心使用促進を図る。

- ・ 地域における医療関係者等相互の情報共有
- ・ 後発医薬品採用等に係る評価の負荷の解消（汎用後発医薬品リストの活用等）
- ・ 後発医薬品推進の意義、メリット等についての理解促進
- ・ 安定供給や十分な品質情報の提供等の要請 等